

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日である場合)

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程

(証票)

目 次

◆選管規則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程

鳥取県選挙管理委員長専決処分規程の一部を改正する規則

◆選管告示

委員長の権限に属する事務を事務局長に委任する事項の一部改正

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会規則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程をここに公布する。

昭和五十年十月十四日

鳥取県選挙管理委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会規則第三号

2 第三条 証票の紛失又は破損のためその再交付を受けようとする場合においては、委員会に対し、理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

(証票の再交付の手続)

2 委員会は、前項の証票交付申請書の内容等を審査し、適正であると認めたときは、速やかに前項の申請者に証票を交付する。

(証票交付申請書の提出)

第二条 衆議院議員、参議院地方選出議員、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙の候補者若しくはこれらの選挙の候補者となるとする者(衆議院議員、参議院地方選出議員、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の職にある者を含む。以下「候補者等」という。)又は当該候補者等に係る法第百九十九条の五第一項に規定する後援団体(以下「後援団体」という。)が証票の交付を受けようとする場合には、候補者等にあつては第二号様式の証票交付申請書を、後援団体にあつては第三号様式の証票交付申請書を委員会に対して提出しなければならない。

2 証票の破損のため前項の申請をある場合は、申請書に破損した証票を添付しなければならない。

この規定は、公布の日から施行する。

附則

No (番号)
政治活動用事務所
昭和何年何月まで有効
鳥取県選挙管理委員会

第一号様式(第一条関係)

備考

略印は、1枚捺印してある。

鳥取県選挙管理委員会委員長 殿

候補者等氏名 (印)

住 所 (電話番号)

職 業 (電話番号)

政治活動のために使用する事務所に係る立て及び看板の類の表示に関する規程第2条の規定により、証票の交付を受けないので、下記のとおり申請します。

記

- 1 選挙の種類
- 2 証票交付申請枚数 枚
- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の枚数に関する事項

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

証票交付申請書

昭和何年何月何日

鳥取県選舉管理委員会委員長 殿

鳥取県選舉管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則をこのに公布する。

昭和五十年十月十四日

鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤 章

後援団体の名称
代表者の氏名 (印)

主たる事務所の所在地
(電話番号)

(印)

鳥取県選舉管理委員会規則第四号

鳥取県選舉管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第2条の規定により、証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 選舉の種類
- 2 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所及び職業
- 3 政治団体としての届出先
- 4 証票交付申請枚数 枚
- 5 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の枚数に関する事項

九 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票の交付に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数
---------	-------------

選舉管理委員会告示

鳥取県選舉管理委員会告示第四十一号

昭和三十七年六月鳥取県選舉管理委員会告示第118号(委員長の権限に属する事務を事務局長に委任する事項について)の一部を次のように改

第三号様式(第一号関係)

正する。

昭和五十年十月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

本則中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票の交付に関する事項

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和五十年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十二条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

八、三七

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一六、七八

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、二〇

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三、九一

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二、七四

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

八、三七

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、六〇

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

四、三五

氣高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三、七九

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二、五二

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一、九六

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一、五七